

キャッシュカードをご利用のお客さまへ

「キャッシュカードによる振込制限の対象年齢」変更等のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

昨今の二重電話詐欺による不正な預金払戻しおよび還付金詐欺等の被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、「1日あたりのキャッシュカード出金限度額」の引き下げ（開始済）と「キャッシュカードによる振込制限の対象年齢」の変更を下記のとおり、実施させていただきます。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い致します。

記

I. 1日あたりのキャッシュカード出金限度額の引き下げ

■ **変更日** 令和3年7月11日（日曜日）より引下げ

■ **対象者** 個人・個人事業主のお客さま

■ **出金限度額**

	現 在	変 更 後
1日あたり 支払限度額	100万円	50万円

* 1日あたりの出金限度額は「現金出金+振込+振替+デビット」の合計金額です。

ただし、旧西濃信用金庫の一部のキャッシュカードでは「引出+デビット+振替」を合わせた金額となります。お手持ちのカードがどちらに該当するかは、お取引店にお問い合わせください。

* 届出により、個別に支払限度額を変更済みのお客さまは対象外です。

* 70歳以上で、既に出金限度額が10万円にされているお客さまは対象外です。

* 本人名義でのATM定期預金の振替作成については対象外です。（詳細については窓口でお尋ねください）

* 生体情報をご登録されているキャッシュカードで、生体認証機能付ATMをご利用される場合は、生体認証限度額（通常1,000万円）までご利用可能です。

II. キャッシュカードによる振込制限の対象年齢の変更

■ **変更日** 令和3年11月5日（金曜日）正午

■ **変更内容**

現 在	変 更 後
70歳以上で、1年以上キャッシュカードによる振込の利用のないお客さま。 ⇒ 振込可能金額 0円	65歳以上 で、過去1年以上キャッシュカードによる振込利用のないお客さま。 ⇒ 振込可能金額 0円

※なお、変更後、キャッシュカードの出金限度額の引き上げまたはATMでの振込を希望される場合には、**キャッシュカードまたは通帳および本人確認資料**をご持参のうえ、営業時間内に各営業店窓口までお申し出ください。